

第544回（令和6年度第1回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和6年7月1日）

追 加 資 料

追 加 資 料

No.	資 料
1	2024年度最低賃金行政に関する要請書（日本労働組合総連合会鳥取県連合会）

2024年 6月28日

鳥取労働局
局長 平川雅浩 様

日本労働組合総連合会鳥取県連合会
会長 山口一樹

2024年度最低賃金行政に関する要請書

2024年度の秋季生活闘争は、我が国の経済が新たなステージへと進めるかどうかの正念場であり、連合に集う働く仲間が一丸となって交渉に臨み、過去最高水準となる賃上げが見込まれています。長年続いたデフレマインドを払拭するためには、いま、この流れを未組織労働者も含めた社会の隅々まで確実に波及させなければなりません。

鳥取県の最低賃金は、昨年46円引き上げ900円になったものの、全国的には低位に留まっており、セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準へと早急に引き上げる必要があります。

現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、全国加重平均1,004円と比較すると104円もの格差が生じているのが現状であり、このことが労働力の流出に繋がり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

こうした中、昨年末に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する方針」の認知と実効性の確保をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

以上の認識のもと、最低賃金等の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準に向けた改正額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準を目指すとともに、地域間格差の是正をすすめる改正額が決定されるよう、事務局として最大限務めること。
- なお、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の意義を再確認した上で、目安額を尊重した議論を前提とし、鳥取地方最低賃金審議会の主体性が最大限発揮できる審議会運営をはかること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう努めること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費上昇分の適切な価格適正化に向けた対応

- 中小企業・小規模事業所においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に反映できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係機関と連携をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を公労使が再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう最大限務めること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用事業所および、適用労働者数の適切な把握に努めること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等、監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。またその際には、鳥取県内の事業者や労働者に対し、効果的・効率的な周知に努めるとともに、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態についての調査を徹底し、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体に対しての指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、審議会での当該産業労使による十分な協議が行えるよう徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引き上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、「3年に一度の策定サイクル」の見直しについて検討すること。

以上